

## 千葉県消防決裁規程共通専決事項の取扱いに関する事務処理要領

- 1 千葉県消防決裁規程（昭和62年千葉県消防訓令（甲）第5号。以下「決裁規程」という。）別表共通専決事項1一般的事項中（4）、（5）、（6）、（16）に規定する専決事項の取扱いを別表のとおり定める。
- 2 この要領における用語の意義は、決裁規程の例によるものとする。
- 3 一般的事項（決裁規程別表共通専決事項1一般的事項をいう。以下この条において同じ。）中（4）に該当する事項として定める処分について、当該処分を拒否する処分を行う場合には、一般的事項（4）・（5）の規定の趣旨を踏まえ、当該処分の専決者となっている者と同等以上の決裁を受けるものとする。
- 4 この事務処理要領の規定は、決裁規程第6条第2項の規定により、専決権者が重要又は異例と認めたものについて、その上位者に決裁を受けることを妨げない。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表(消防局)

部	課・課内室	係・班	専決すべき事項	専決者			共通専決事項1に定める専決事項	備考
				部長	課長	課内室長		
総務部	人事課	人事係	(1)職員履歴書の管理及び履歴事項変更届の受理		○		(6)	
総務部	人事課	人事係	(2)職員の身分証明書等の貸与		○		(6)	
総務部	人事課	人事係	(3)休憩時間の短縮		○		(4)	
総務部	人事課	人事係	(4)育児休業、育児短時間勤務及び部分休業等の承認		○		(4)	
総務部	人事課	人事係	(5)職務に専念する義務の免除		○		(4)	
総務部	人事課	人事係	(6)営利企業等の従事許可		○		(4)	
総務部	人事課	給与厚生係	(1)諸手当の認定及び支給額の決定		○		(4)	
総務部	人事課	給与厚生係	(2)宿舍入居申請及び退去届の処理		○		(4)	
総務部	人事課	給与厚生係	(3)職員の疾病予防及び衛生教育の実施		○		(16)	
総務部	施設課	装備係	(1)燃料等給油状況月報		○		(16)	
総務部	施設課	装備係	(2)消防艇燃料等給油月報		○		(16)	
総務部	施設課	装備係	(3)消防局が管理する危険物施設等に関する点検記録		○		(16)	
総務部	施設課	装備係	(4)地下タンク在庫管理		○		(16)	
総務部	消防学校	校務担当	(1)屋内屋外訓練場の貸出		○		(6)	
警防部	警防課	警防係	(1)消防活動報告書の処理		○		(16)	
警防部	警防課	計画係	(1)宅地開発事業に伴う協議の同意及び土地、工作物の帰属、寄付に関する事項	○			(4)	
警防部	警防課	計画係	(2)指定洞道等の届出		○		(6)	
警防部	救急課	救急管理係	(1)救急研究会に係る報告の処理		○		(16)	
警防部	救急課	救急管理係	(2)応急手当普及啓発活動に関する報告		○		(16)	
警防部	救急課	救急管理係	(3)患者等搬送事業者に関する報告		○		(16)	
警防部	救急課	救急管理係	(4)医療機関実態調査に関する報告		○		(16)	
警防部	救急課	救急管理係	(5)応急手当普及協力事業所に関する報告		○		(16)	
警防部	救急課	救急管理係	(6)救急同乗者実習に関する報告		○		(16)	
警防部	航空課	運行担当	(1)航空機の飛行に関する申請等		○		(4)	
予防部	予防課	調査係	(1)火災原因損害調査報告書の処理	○			(16)	
予防部	予防課 査察対策室	予防査察班 保安査察班	(1)違反処理の報告(警告に限る。)			○	(16)	
予防部	予防課 査察対策室	予防査察班 保安査察班	(2)立入検査結果通知書			○	(16)	
予防部	予防課 査察対策室	予防査察班 保安査察班	(3)改修(計画)報告書及び点検報告に係る改修(計画)報告書			○	(6)	
予防部	予防課 査察対策室	予防査察班 保安査察班	(4)職員の立入検査証の貸与		○		(6)	
予防部	予防課 査察対策室	保安査察班	(1)石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に基づく各種届出(特定事業所の新規設置に係るものを除く。)			○	(6)	特定事業所の新規設置に係るものは局長決裁、その他は室長専決
予防部	指導課	建築第一係 建築第二係	(1)消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第7条に基づく建築確認等の同意等		○		(4)	
予防部	指導課	建築第一係 建築第二係	(2)消防用設備等(特殊消防用設備等)の設置及び指導		○		(6)	
予防部	指導課	建築第一係 建築第二係	(3)防火対象物の使用開始の指導		○		(6)	
予防部	指導課	建築第一係 建築第二係	(4)消防用設備等特例適用願出に関する事		○		(4)	消防用設備等特例適用願出書

別表(消防局)

部	課・課内室	係・班	専決すべき事項	専決者			共通専決事項1に定める専決事項	備考
				部長	課長	課内室長		
予防部	指導課	危険物係	(1)法第9条の3に基づく圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出		○			
予防部	指導課	危険物係	(2)法第9条の4に基づく指定数量未満の危険物及び指定可燃物に関すること		○			
予防部	指導課	危険物係	(3)法第10条第1項ただし書に基づく仮貯蔵・仮取扱承認	○			(4)	
予防部	指導課	危険物係	(4)法第11条第1項に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所(以下「製造所等」という。)の設置許可	○			(4)	第1種、第2種又は第3種消火設備の設置を必要とし、又は危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「政令」という。)第23条を適用(前例、見解等が示されているものを除く。)する製造所等を除く。
予防部	指導課	危険物係	(5)法第11条第1項に基づく製造所等の変更許可(法第11条第5項に基づく仮使用承認を含む。)	○			(4)	
予防部	指導課	危険物係	(6)法第11条第5項に基づく製造所等の完成検査	○			(4)	
予防部	指導課	危険物係	(7)法第11条第6項に基づく製造所等の譲渡又は引渡の届出	○	○		(6)	特定事業所に係る製造所等は部長専決
予防部	指導課	危険物係	(8)法第11条の2第1項に基づく製造所等の水張検査又は水圧検査	○			(4)	
予防部	指導課	危険物係	(9)法第11条の4第1項に基づく製造所等の危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出		○		(6)	
予防部	指導課	危険物係	(10)法第12条の6に基づく製造所等の用途廃止の届出		○		(6)	
予防部	指導課	危険物係	(11)法第12条の7第2項に基づく製造所等の危険物保安統括管理者の届出		○		(6)	
予防部	指導課	危険物係	(12)法第13条第2項に基づく製造所等の危険物保安監督者の届出		○		(6)	
予防部	指導課	危険物係	(13)法第14条の2第1項に基づく製造所等の予防規程の認可		○		(4)	
予防部	指導課	危険物係	(14)法第14条の3に基づく保安検査及びその審査委託	○			(4)	
予防部	指導課	危険物係	(15)法第14条の3第1項に基づく保安検査の時期変更		○		(4)	
予防部	指導課	危険物係	(16)危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「政令」という。)第8条第4項に基づく完成検査済証の再交付		○		(4)	
予防部	指導課	危険物係	(17)政令第30条の2第5号に基づく移送の経路等の書面の受理		○		(6)	
予防部	指導課	危険物係	(18)危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「省令」という。)第62条の5に基づく内部点検期間の延長		○		(6)	
予防部	指導課	危険物係	(19)省令第62条の5の2に基づく休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間の延長		○		(6)	
予防部	指導課	危険物係	(20)省令第62条の5の3に基づく休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間の延長		○		(6)	
予防部	指導課	危険物係	(21)千葉県火災予防条例(昭和37年千葉県条例第4号。以下「条例」という。)第48条に基づく水張検査又は水圧検査	○			(4)	
予防部	指導課	危険物係	(22)千葉県危険物規制規則(昭和58年千葉県規則第35号。以下「規則」という。)第17条第1項に基づく資料の提出		○		(6)	
予防部	指導課	危険物係	(23)規則第18条に基づく製造所等災害発生の届出		○		(6)	
予防部	指導課	危険物係	(24)規則第20条第1項に基づく製造所等の休止又は再開の届出		○		(6)	
予防部	指導課	危険物係	(25)規則第21条第1項に基づく製造所等の許可申請等の取下げ		○		(6)	
予防部	指導課	危険物係	(26)規則第22条第1項に基づく在庫管理等に関する計画の届出		○		(6)	
予防部	指導課	危険物係	(27)放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第47条第2項に基づく連絡の受理		○		(6)	
予防部	指導課	保安係	(1)火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下「火取法」という。)に基づく許可、完成検査、認可又は指示	○			(4)	火取法第52条第1項に係る許可は除く。
予防部	指導課	保安係	(2)火取法及び千葉県火薬類取締法施行細則(平成29年千葉県規則第24号)に基づく各種届		○		(6)	
予防部	指導課	保安係	(3)高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下「保安法」という。)に基づく許可又は各種検査等	○			(4)	
予防部	指導課	保安係	(4)保安法及び千葉県高圧ガス保安法施行細則(平成30年千葉県規則第25号)に基づく各種届出等		○		(6)	

## 別表(消防局)

部	課・課内室	係・班	専決すべき事項	専決者			共通専決事項1に定める専決事項	備考
				部長	課長	課内室長		
予防部	指導課	保安係	(5)保安法第74条第1項に基づく通報の受理		○		(6)	
予防部	指導課	保安係	(6)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和24年法律第149号)第87条第1項に基づく通報の受理		○		(6)	

# 別表(消防署)

課等	係等	専決すべき事項	専決者		共通専決事項1に定める専決事項	備考
			署長	課長		
消防課	警防係	(1)消防水利に関する事		○	(16)	
消防課	警防係	(2)警防調査に関する事		○	(16)	
消防課	警防係	(3)自主防災組織の指導		○	(6)	
消防課	警防係	(4)消防自動車の管理		○	(16)	
消防課	警防係	(5)消防活動装備の整理		○	(16)	
消防課	警防係	(6)通信機器の保守管理		○	(16)	
消防課	警防係	(7)消防薬剤等に関する事		○	(16)	
消防課	警防係	(8)消防活動報告に関する事	○	○	(16)	消防活動報告書。即報、局長報告該当以外は課長専決
消防課	救急係	(1)救急活動報告に関する事	○	○	(16)	救急業務実施報告書。千葉市消防救急業務規程第51条第3項に規定する局長報告該当以外は課長専決
消防課	救急係	(2)救急同乗者実習に関する報告		○	(16)	
消防課	救急係	(3)救急資器材点検報告		○	(16)	
消防課	救急係	(4)消毒実施結果報告		○	(16)	
消防課	救急係	(5)応急手当普及啓発活動に関する報告		○	(16)	
消防課	救急係	(6)救急同乗者実習に関する報告		○	(16)	
消防課	救急係	(7)応急手当普及協力事業所に関する事		○	(16)	
消防課	救助係	(1)救助活動報告に関する事		○	(16)	救助活動記録表
予防課	庶務係	(1)庁舎及び付属施設の管理		○	(16)	
予防課	予防係	(1)消防対象物の査察	○		(16)	
予防課	予防係	(2)立入検査結果通知書		○	(16)	
予防課	予防係	(3)改修(計画)報告書及び点検報告に係る改修(計画)報告書		○	(6)	
予防課	予防係	(4)消防対象物に係る各種申請	○	○	(4)	基準や指標が明確となっているもの以外は、署長専決
予防課	予防係	(5)消防対象物(危険物製造所等を除く。)に係る各種届出		○	(6)	
予防課	予防係	(6)自衛消防組織等の育成指導		○	(6)	
予防課	予防係	(7)防火対象物の使用開始の指導(指導課の所管に属するものを除く。)		○	(6)	
予防課	予防係	(8)法第9条の3に基づく圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出(特定事業所に係るものを除く。)		○	(6)	
予防課	予防係	(9)法第9条の4に基づく指定数量未満の危険物及び指定可燃物に関する事(特定事業所に係るものを除く。)		○	(6)	
予防課	予防係	(10)禁止行為の解除承認に関する事	○	○	(4)	禁止行為の解除承認書(※禁止行為の解除承認に係る事務処理要綱第10解除承認の特例に該当する場合は署長専決)
予防課	予防係	(11)法第8条の2の3第1項に基づく防火対象物点検報告の特例認定に関する事		○	(4)	防火対象物点検報告特例認定申請書
予防課	予防係	(12)法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項に基づく防災管理点検の特例認定に関する事		○	(4)	○
予防課	予防係	(13)千葉市防火基準適合表示制度実施要綱に基づく表示マークの交付に関する事		○	(4)	表示マーク交付(更新)申請書
予防課	予防係	(14)消防用設備等特例適用願出に関する事		○	(4)	消防用設備等特例適用願出書
予防課	予防係	(15)違反処理の報告	○		(16)	局長報告・危険物取扱者違反調査報告書、消防設備士違反調査報告書及び消防設備点検資格者違反調査報告書
予防課	調査係	(1)火災原因及び損害の調査	○		(16)	